

流動性預金共通規定

(注) この共通規定は、普通預金規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定に共通して適用されます。

1. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店（口座開設店舗をいい、以下「当店」とする）に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合この預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫店頭に表示する手数料をいただきます。
- (4) 預金口座の開設の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。本項により当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届けてください。

2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けてください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

3. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権

が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してのうえ。

通帳は当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

5. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

6. (反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第8条第5項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第5項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (取引等の制限)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経

済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。
- (4) 前各号に基づく取引の制限により預金者等に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (解約等)

- (1) この預金を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳と共に提出してください。
- (2) 前項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、権限者本人の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める時は、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人（個人事業主含む）である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第5条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項または第7条第1項もしくは第2項にもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当した

ことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(6) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を越えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(7) 前4項、5項及び6項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳をご持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (規定の変更)

(1) 当金庫はこの規定の各条項について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更の必要があり、以下の事項に該当する場合、この規定を変更できるものとします。

① この規定の変更が預金者の利益に適合する場合

② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合。

(2) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

1. (取扱店の範囲)

普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の正当な権限者の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利 息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日にこの預金に組入れます。なお、利率については、金融情勢にて変更します。また、無利息型普通預金には利息をつけません。

7. (未利用口座管理手数料)

- (1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下「手数料」といいます）をいただきます。
 - ①2022年10月1日を基準日として、預入れまたは払戻し（利息の組入及び手数料の引落しを除きます）の利用が2年以上一度もないこと
 - ②預金残高が1万円未満であること
 - ③当金庫の会員ではないこと
 - ④当金庫本支店において、定期性預金・投資信託・保険・国債などの預り金融資産のお取引がないこと
 - ⑤当金庫本支店において、借り入れがないこと
- (2) 前項すべての条件に該当した場合、口座名義人のお届け住所へご案内文書を送付します。（案内文書が達しなかった場合も、通常到達すべき時に到達したものとみなします）ご案内文書の送付後3か月経過後においてもお取引がないときは、当該口座から、払戻請求書等によらず、手数料を引き落とします。尚、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引き落とします。
- (3) 手数料の引き落としに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当した上で、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。
- (4) ご負担いただいた手数料の返却及び解約した口座の再利用には応じられません。

以上

この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。

納税準備預金規定

1. (預金の目的、預入れ)

納税準備預金（以下「この預金」といいます。）は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受人証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
 - (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻し

ができます。

- (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の正当な権限者の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (5) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利 息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位100円として、毎月3月と9月の当金庫所定の日、店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。
- (3) 前2項の利率は金融情勢に応じて変更します。
- (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」といいます。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ①納税貯蓄組合預金は第5条第1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ②租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第6条第2項の場合と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中に於いて納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

以上

この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。

貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）は、取引店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. （証券類の受入れ）

- （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- （5）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. （振込金の受入れ）

- （1）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- （2）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. （受入証券類の決済、不渡り）

- （1）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- （2）受入れた証券類が不渡となったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- （3）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. （預金の払戻し）

- （1）この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- （2）前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の正当な権限者の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

6. （自動支払い等）

この預金口座から各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利 息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1, 0 0 0円以上について付利単位を1 0 0円として店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (未利用口座管理手数料)

- (1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下「手数料」といいます）をいただきます。
 - ①2022年10月1日を基準日として、預入れまたは払戻し（利息の組入及び手数料の引落しを除きます）の利用が2年以上一度もないこと
 - ②預金残高が1万円未満であること
 - ③当金庫の会員ではないこと
 - ④当金庫本支店において、定期性預金・投資信託・保険・国債などの預り金融資産のお取引がないこと
 - ⑤当金庫本支店において、借り入れがないこと
- (2) 前項すべての条件に該当した場合、口座名義人のお届け住所へご案内文書を送付します。（案内文書が達しなかった場合も、通常到達すべき時に到達したものとみなします）ご案内文書の送付後3か月経過後においてもお取引がないときは、当該口座から、払戻請求書等によらず、手数料を引き落とします。尚、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引き落とします。
- (3) 手数料の引き落としに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当した上で、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。
- (4) ご負担いただいた手数料の返却及び解約した口座の再利用には応じられません。

以上

この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。

通知預金規定

1. (預金の支払時期等)

- (1) 通知預金（以下、「この預金」といいます。）は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

2. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は1, 000円とします。

4. (預金の解約)

(1) この預金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

(2) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手續を行いません。

以上

この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

①普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下同じ。）

②期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

③第2号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取引店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

- (2) 定期預金の預入れは一口3万円以上（ただし、中間利息 定期預金を除きます。）とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するとき、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を本店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を本店に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (2) 前項における普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続手続に加え、普通預金の払戻しを受けることまたは定期預金の解約、書替継続手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の正当な権限者の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続の手続を行いません。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金（ただし、無利息型普通預金を除きます。）の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算のうえ普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることとはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金 of うえ払戻しまたは自動支払いします。

- (2)前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（円単位）または500万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3)第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7.（貸越金の担保）

- (1)この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
- ① この取引の定期預金には、極度額が556万円に達するまで貸越金の担保として質権を設定します。
- (2)この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金为数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3)① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により、貸越金の担保とします。
- ② 前号の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の（仮）差押にかかる担保権は引続き存続するものとします。

8.（貸越金利息等）

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 定期預金を貸越金の担保とする場合
- その定期預金ごとにその約定利率（期日指定定期預金については、その「2年以上」の利率）に0.5%を加えた利率
- B 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
- その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- C 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
- その変動金利定期預金ごとにその約定利率に0.5%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2)貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は

当金庫が定めた日からとします。

- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金等の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 預金口座の開設の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。本項により当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届けてください。

10. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額または不正な解約、書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

11. (盗難通帳を用いた払戻しまたは解約による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約、書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情がある

ことを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

（3）前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日または不正な解約による払戻しが行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（4）第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（5）当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（6）当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

（7）当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12.（即時支払）

（1）次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき

② 相続の開始があったとき

- ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債務の保全を必要とする担当の事由が生じたとき

13. (反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第15条第5項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第5項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14. (取引等の制限)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。
- (4) 前各号に基づく取引の制限により預金者等に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 前項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、権限者本人の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める時は、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人(個人事業主含む)である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。

(4) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引口座を解約することができるものとします。

この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(6) 前項に基づく解約をした場合に、第14条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(7) 前4項、5項及び6項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳をご持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

16. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。

また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

17. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けてください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選出がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

18. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
なお、この預金に、質権等の担保権を設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. (規定の変更)

(1) 当金庫はこの規定の各条項について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更の必要があり、以下の事項に該当する場合、この規定を変更できるものとします。

①この規定の変更が預金者の利益に適合する場合

②前号の場合を除き、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合。

(2) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

この預金には、本規定のほか、前記「流動性預金共通規定」が適用されるものとします。

【2025. 1】